

主任(監理)技術者及び現場代理人等の適正な配置の取扱いについて

※令和7年2月1日から【改正後】の金額要件が適用されます

【主任技術者について】

1. 主任技術者の専任制について

請負代金の額が4,000万円【改正後 4,500万円】(建築一式工事の場合は8,000万円【改正後9,000万円】)以上の工事については、特別な場合を除き原則として工事現場ごとに専任で配置しなければなりません。

2. 主任技術者の専任制の緩和について

次に該当し、かつ、適正な施工が確保されると認められる場合は、主任技術者の兼任を認めます。

○工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事

○工事現場の相互の間隔が10km程度の近接された場所にある場合

◎上記において主任技術者が管理することのできる工事の数は、専任が必要な工事を含む場合、原則2件程度とする。

※令和5年7月大雨及び令和6年能登半島地震に係る災害復旧工事については、別途要件が適用されます。(参考資料参照)

3. 主任技術者の兼務を認めない工事

- ・新工法を採用した工事
- ・施工条件が厳しい工事
- ・第三者に対する影響が大きい工事
- ・トンネル・橋梁などの重要構造物工事
- ・監理技術者の配置を要すると見込まれる工事

(下請金額の合計が4,500万円【改正後 5,000万円】(建築一式工事の場合は7,000万円【改正後 8,000万円】)以上)

4. 主任技術者の兼務に関する手続きについて

(1) 次の場合には兼務承認申請書(様式1)により、他発注機関の承認を受ける必要があります。

◎ 現在、施工中の他発注機関工事に専任で配置している主任技術者を津幡町発注工事の主任技術者(専任・非専任を問わない。)として配置しようとする場合

(2) 入札前の事前審査について

希望の方は、事前審査申請書(様式2)により、入札前に兼務の可否について審査を受けることができます。

◎ 申請は、一般競争入札の場合は公告日から概ね5日以内(土日含む、以下同じ)指名競争入札又は見積徴収の場合は通知日から概ね5日以内とします。

【現場代理人について】

5. 現場代理人の常駐義務の緩和について

次に該当し、かつ、工事の取締り及び権限の行使に支障がなく、発注者との連絡体制が確保されると認められる場合は、現場代理人の兼任を認めます。

- 当該工事の契約額が4,000万円【改正後 4,500万円】（建築一式工事の場合は8,000万円【改正後9,000万円】）未満の工事であること。
- 当該現場の把握を常にできる状況であり、速やかに工事現場に戻ることが出来ること。
- 発注者と常に携帯電話等により連絡が取れる体制で、発注者の求めにより、速やかに工事現場に戻ることが可能であること

6. 現場代理人の兼務について

常駐を要しないと認められた現場代理人は、次の範囲で他の工事の現場代理人を兼務することができます。

- ・兼務する工事の件数…概ね2、3件程度
- ・兼務する工事の距離…工事現場間の移動時間が、概ね30分以内または町内であること
- ・兼務する工事の契約額…契約額が4,000万円【改正後 4,500万円】（建築一式工事については8,000万円【改正後9,000万円】）以上のほかの工事現場の主任（監理）技術者でないこと
- ・他の工事の専任技術者でないこと
- ・現場代理人の兼務する工事の契約額の合計が、概ね8,000万円【改正後9,000万円】未満であること

※令和5年7月大雨及び令和6年能登半島地震に係る災害復旧工事については、別途要件が適用されます。（参考資料参照）

7. 現場代理人の兼務確認申請について

現在、施工中の工事（発注機関を問わない。）に配置している現場代理人を他の工事にも現場代理人として配置しようとする場合は、兼務確認申請書（様式3）によりその確認を受ける必要があります。

【主任技術者と現場代理人を兼務した場合について】

8. 同一の請負契約での兼務について

同一の請負契約での現場代理人と主任技術者は相互に兼務することができます。

9. 主任技術者の兼務が認められた場合について

当面の間、同一の請負契約で現場代理人と主任技術者を兼務している場合、当該主任技術者が他の工事の主任技術者との兼務を承認された場合は、当該現場代理人についても兼務を認めることとします。

【現場技術者等の専任義務に係る合理化について】 ※新設 (R6. 12. 13 施行)

・主任(監理)技術者及び営業所技術者等の兼務について

従来、専任が求められる工事現場における主任(監理)技術者は、複数の現場の兼任は原則として認められていませんでした。

また、営業所に配置される営業所技術者等についても、上述の専任が求められる工事現場の主任(監理)技術者との兼務は認められていませんでした。

建設業法の一部改正に伴い、次の要件に該当し、かつ、職務等の適切な遂行に支障が生じないと認められる場合は、専任配置が必要な工事であっても、請負金額が1億円(建築一式工事の場合は2億円)未満の工事については、2現場(営業所技術者等は1現場)まで兼務することができます。

- 工事現場間または営業所と現場間の距離が、1日で巡回可能かつ移動時間が概ね2時間以内
- 各建設工事の下請次数が3次までであること
- 監理技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるための者を当該建設工事に配置していること※1
- 工事現場の施工体制を確認できる情報通信技術の措置
- 人員の配置を示す計画書の作成、工事現場に備え置き及び一定期間営業所で保存していること(電子媒体による作成等も可)
- 工事現場以外の場所から現場状況を確認するための情報通信機器が設置され、かつ当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること

※1 建設工事が土木一式工事又は建築一式工事である場合には、実務経験を1年間以上有する者に限る。

◎営業所技術者等の兼務については、配置されている営業所において締結された工事であること。

(参考資料)

「令和5年7月大雨」又は「令和6年能登半島地震」に係る災害復旧工事における主任技術者及び現場代理人の兼務等の取扱いについて

津幡町では、「令和5年7月大雨」又は「令和6年能登半島地震」(以下、「同災害」という。)からの早期復旧を図るための特例の施工確保対策として、同災害に係る災害復旧工事(以下、「災害復旧工事」という。)に限り、下記のとおり取扱います。ただし、3は災害復旧工事以外も対象とします。

記

1. 主任技術者の兼務要件の緩和について

通常の兼務可能な件数は原則2件までとしているが、災害復旧工事を含む場合は3件まで兼務可能とします。

2. 現場代理人の兼務要件の緩和について

(1) 工事の契約額について

災害復旧工事については、4,000万円以上(R7.2.1からは4,500万円以上)の工事でも兼務可能とします。(災害復旧工事の場合は入札公告等に明記します。)

(2) 契約額の合計額について

通常の兼務可能な契約合計額は8,000万円未満(R7.2.1からは9,000万円未満)としているが、災害復旧工事については、契約額の合計に含めないものとします。

(3) 兼務可能な件数の上限について

災害復旧工事を含む場合は5件まで(災害復旧工事以外の工事は3件まで)とします。

なお、近接した複数の災害復旧工事について、入札行為を合併し、一つの入札で同一の者に落札させる入札(合併入札(合冊による発注))が行われた場合は、当該入札に係る複数の工事に同一の現場代理人を配置し、一括して1件として数えることができるものとします。

3. 主任(監理)技術者の途中交代について

主任(監理)技術者の工期途中での交代は、死亡、傷病、出産、育児、介護又は退職等といった真にやむを得ない場合等に限定されているが、災害復旧工事により、主任(監理)技術者が職務を継続できない場合や工期及び工事内容に大幅な変更が発生した場合等も途中交代を認めることとします。

4. 適用期間

本通知の適用については当面の間とします。

※留意事項

- (1) この特例措置における「災害復旧工事」とは、「令和5年7月大雨」又は「令和6年能登半島地震」に係る災害復旧工事であり、その他の災害復旧工事は通常の工事と同様の取扱いとします。
- (2) 兼務する工事に津幡町発注工事以外が含まれる場合、その発注機関の承認も受けること。
- (3) 本通知に記載した以外の兼務要件等については、通常どおりの取扱いとします。